

2020. 3. 15

提言骨子（案）に対する意見

一橋大学 野口貴公美

1 「送還を促進するための措置の在り方」について

・[1-(1)①] 現行法制度において、退去強制令書発付までの事前行政手続は、対象者に対する三段階の慎重な手続を経て行われることとされている。対象者からの意見や事情を把握するための制度上の手続は用意されているものと考えられるため、提言にあたっては、この現行手続の存在を前提とした上で、対象者（本人）の事情を、より一層、把握するために、現行の手続過程をさらに充実させ、実質化させる方策を考えるべきである。具体的には、一連の手続過程において集積される対象者に関する情報を、必要に応じて幅広く収集することとし、それら情報を一元的に集中管理及び利用することを可能にする仕組みの構築が目指されるべきと考える。

・[1-(1)②] 退去強制令書発付後、送還に困難をきたしている者に対しては、令書発付後も本人の事情等を聴取する機会等を設け、ここで得られる情報も上記（事前行政手続において得られた）情報と一元的に管理・利用する仕組みを整えることにより、送還困難者への対応に一定の効果が得られるのではないかと考える。

・[1-(2)①] 退去強制令書発付を受けた者は、現行法制度においても、自身が「日本に在留することができない立場」は理解をしているのではないかと考える。仮に「難民認定申請や訴訟提起の意向の有無等を確認する」手続を導入するとすれば、難民認定申請手続や訴訟提起手続の濫用のおそれに対応するための手立て（防止策）についても慎重に検討しておく必要があると考える。

・[1-(2)②] IOM の実施している自主的帰国・社会復帰支援プログラム等の有効活用は大変重要と考えるが、それと同時に、入管当局としても、同プログラムの経験から得られる工夫や知見を、行政過程に反映させ、積極的に取り入れていく姿勢が必要なのではないかと考える。

・[1-(2)③] 罰則の創設にあたっては、現行法制度の小さくはない制度改正が必要となるはずである。仮に、提言骨子案にあるような「命令（義務の賦課）」の制度を導入することを考えるのであれば、罰則のみに頼ることなく、行政過程において、同命令の実

効性（義務履行）を確保するための何らかの手立てや仕組みを講じることも考えるべきである（思考の順序としては、こちらが先行するはず、とも考える）。

・[1-(4)] 難民認定申請にまつわる問題については、いわゆる 60 日ルール廃止前後の議論と廃止による影響等を今一度見直した上で、平成 26 年専門部会提言を基とした議論を継続していく必要があると考える。

・[その他] そもそも論として、「退去強制令書の執行」そのものの促進策についても、現行制度のもとで残された可能性や工夫があり得ないかについて、再度検討をし、提言に加えておくべきではないか（例えば、警察官や海上保安官との連携（法 52 条 2 項）を含む他機関連携の在り方、執行担当官の人材育成策など）。

2 「収容の在り方」について

・[2-(1)] 収容の在り方の適正化の検討においては、「収容の上限を設ける」、「収容の在り方について（現行制度以上の）司法によるチェックを加える」という議論ではなく、収容決定そのものが、正しく、かつ適切に行われるよう、事前手続の一層の適正化・透明化をはかることに主眼を置くべきである。その上で、仮に制度改革が可能なのであれば、収容決定に並列する他の決定（収容代替措置等）の在り方についての可能性を探るべきではないか。

・[2-(2)] 被収容者の心情把握・ケアのためにも、被収容者にまつわる情報の適切な活用が不可欠と考える。個人情報取扱いとすることには留意をしながら、対象者についての諸情報を、収容前から収集した情報等と併せて、連続的一元的に管理・活用する手立てを考える必要があるのではないか。

・[2-(3)] 仮放免については、その立法趣旨に遡り、仮放免制度が現状において、適切に運用・活用されているのか（仮放免制度への被収容者から寄せられる期待や、それに伴って制度にかかる負荷の大きさは、果たして適切なものといえるのか）を見直す必要があるように思われる。その上で、特別放免（入管法 52 条 6 項）など、仮放免制度の周辺にある現行法制度上の制度についても併せて見直し、放免制度全体の運用の在り方として検討する必要があるのではないか。

以上